

令和5年度沖縄県消費生活審議会 議事録

1 日時 令和5年8月22日(火) 14:00~15:30

2 場所 沖縄県議会棟4階 執行部職員控室

3 出席者

(1) 委員 (10名)

本田 祥子 (現職: 弁護士)
南 のぶ (現職: 司法書士)
赤嶺 和子 (現職: NPO 法人消費者センター沖縄 理事長)
土屋 善和 (現職: 琉球大学教育学部 准教授)
與那覇 信子 (現職: 沖縄県女性連合会 会長)
東江 建 (現職: 沖縄県生活協同組合連合会 専務理事)
下地 イツ子 (現職: 沖縄県高等学校 PTA 連合会 会長)
吉村 聡子 (現職: 一般社団法人沖縄県 PTA 連合会 副会長)
小浜 徹 (現職: 公益社団法人沖縄県工業連合会 事務局長兼総務部長)
福地 敦士 (現職: 沖縄県商工会議所連合会 事務局長)

※欠席 (2名)

喜納 明美 (現職: 沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長)
高原 義信 (現職: 沖縄県農業協同組合中央会 代表理事専務)

(2) 事務局

子ども生活福祉部 消費・くらし安全課長、消費生活班長、担当主事
子ども生活福祉部 消費生活センター主幹
子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課主査、主事、主事
子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課主幹
保健医療部 衛生薬務課主幹
教育庁 県立学校教育課指導主事

4 議事内容

【事務局 米須班長 (消費・くらし安全課)】

お時間になりましたので、ただいまから令和5年度沖縄県消費生活審議会を開会いたします。

本日司会を担当します消費・くらし安全課消費生活班長の米須でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員のご異動等に伴う変更についてご報告いたします。令和5年3月13日付で1名の委員の変更がございます。沖縄県民生委員児童委員協議会副会長、喜納明美委員。任期につきましては、令和7年11月16日までとなっております。委嘱状をすでに送付させていただきます。

また令和5年8月9日付で1名の委員の変更がございます。一般社団法人沖縄県PTA連合会副会長、吉村聡子委員。吉村委員も任期につきましては、令和7年11月16日までとなっております。委嘱状をすでに送付させていただきます。

本日の委員の出席状況をご報告いたします。沖縄県民生委員児童委員協議会の喜納明美委員、沖縄県農業協同組合中央会の高原義信委員が所用のため欠席との連絡をいただいております。

当審議会の12名のうち、10名ご出席いただいております。沖縄県消費生活審議会規則第5条2項の規定による委員の過半数の出席をみたしておりますので、会議開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、消費・くらし安全課長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

はいさい、ぐすーよー、ちゅーうがなびら。

沖縄県消費・くらし安全課の奥間です。

本日、委員の皆様には、ご多忙にも関わらず、消費生活審議会にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。

沖縄県では第4次沖縄県消費者基本計画において、社会情勢を踏まえた消費者行政施策のさらなる推進のため、従来の「消費者教育推進計画」を「消費者基本計画」の基本目標の一つとして体系的に整理統合し、消費者施策をより効果的に推進することといたしました。

おかげをもちまして、令和4年3月に第4次計画を策定し、令和4年度から関係各課で取り組みを進めており、今回は第4次計画の1年目の進捗状況の報告となっております。

委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上、併せて消費者教育の推進に資するよう、それぞれのご経験、そして専門的知識を生かしたご意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ゆたさるぐとら、うにげーさびら。

【事務局 米須班長（消費・くらし安全課）】

それでは、審議会を開催する前に、資料の確認をお願いします。

資料は、資料1「配席図」、資料2「沖縄県消費生活審議会委員名簿」、資料3「第4

次沖縄県消費者基本計画の推進状況（令和4年度）」、資料4「沖縄県消費生活条例、沖縄県消費生活審議会規則（抜粋）」となっています。資料が足りない場合は挙手にてお知らせください。

それでは、これより令和5年度沖縄県消費生活審議会を開催いたします。

まず始めに、本日の会議の公開についてご報告いたします。本日の会議は公開としており、報道機関には既にお入りいただいておりますので、ご承知おき下さるようお願いいたします。報道機関の皆様や傍聴者の皆様におかれましては、傍聴にあたり、会議の支障になる行為がございませんよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより、次第2「議事」とさせていただきます。議事の進行につきましては、沖縄県消費生活審議会規則第5条第1項に基づき、会長が行うこととなっております。これからの議事の進行について、土屋会長にお願いいたします。

【土屋会長】

皆様、改めまして、こんにちは。ただいま、本審議会の会長の土屋です。

限られた時間ではございますが、委員それぞれのお立場から、活発な議論を行いたいと思いますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。「第4次沖縄県消費者基本計画の推進状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局 佐久本主事（消費・暮らし安全課）】

皆さん、こんにちは。沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課の佐久本と申します。私の方から第4次沖縄県消費者基本計画の推進状況について、説明したいと思えます。

資料3の1ページをご覧ください。沖縄県は、本県における消費者に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する大綱として、「第4次沖縄県消費者基本計画」を令和4年3月に策定しました。第4次沖縄県消費者基本計画の策定にあたっては、「消費者教育推進計画」を「消費者基本計画」に統合し、一体的な計画とすることにより、消費者施策を一層総合的、効果的に推進することとしました。第4次沖縄県消費者基本計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、6つの基本目標ごとにそれぞれ施策の方向性を定め、123項目の施策を定めています。

次に1ページ下の表をご覧ください。基本計画において設定された48項目の数値目標を、A, B, C, Dの4つの区分により把握しております。

次に2ページの【表1】をご覧ください。基本目標ごとの区分集計は、表の通りとなっております。

基本目標1「消費者の安全・安心の確保」はA9項目、B5項目、C1項目となっております。基本目標2「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」はA4項目、B1項目、C1項

目となっております。基本目標3「消費者被害の防止と救済」はA6項目、B1項目、C2項目となっております。基本目標4「持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進」はA4項目、B0項目、C2項目、D0項目となっております。基本目標5「考えて行動できる「うちな一消費者」の育成」はA10項目、B1項目、C0項目、D0項目となっております。基本目標6「消費者行政を推進するための体制の充実」はA1項目、B0項目、C項目、D項目となっております。全体として、A34項目、B8項目、C6項目となっております。

続いて4ページをご覧ください。数値目標が設定されている48項目についての推進状況一覧表となっております。また、数値目標の設定がない施策についても担当課に推進状況を報告してもらっておりますので、確認をお願いします。今回は時間の都合により、基本目標ごとに、主な取組と目標達成が難しかったCの施策について報告します。

まず、基本目標1「消費者の安全・安心の確保」を説明します。

21ページを御覧ください。「電気用品販売事業者への立入検査」について目標値が15件に対して実績が5件でCとなっております。新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、立入検査を実施できなかったことが未達成理由です。

13ページを御覧ください。「と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率）」について目標値100%に対して実績が88%、「食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）」が目標値100%に対して実績103%となっております。

続いて、基本目標2「自主的かつ合理的な選択の機会の確保」について説明します。

25ページを御覧ください。「食品表示法に関する巡回調査・点検件数」は12,438件、「食品表示法等に関する表示講習会開催回数」は6件となっております。

33ページを御覧ください。「商品量目立入店舗数」について目標値20件に対して実績5件となっております。未達成理由は新型コロナウイルス感染症拡大のため計画どおり立入検査を実施できなかったことです。

基本目標3「消費者被害の防止と救済」について説明します。

60ページを御覧ください。「インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発」の施策実施状況を説明します。教育庁と県警が実施している安全学習支援隊との連携による、SNSの使用における危険性（自撮り画像）などを呼びかけました。内閣府が主唱している、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と併せ「青少年の深夜はいかい防止」「二十歳未満者飲酒防止」県民一斉行動を実施し、各市町村や関係機関・団体と連携した運動を実施しています。実施に当たっては、スマートフォン・SNSの急速な普及による被害防止についても呼びかけており、児童、生徒へ考えさせる機会として、作文、ポスター、標語等の募集を行いました。令和4年度に最優秀作品として選ばれた生徒の作品をポスター、チラシとして作成し、5390枚配付しました。沖縄県のホームページに広報チラシ、リーフレットを掲載し、広報啓発を呼びかけています。

69ページを御覧ください。「成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数」に

ついて目標値 22 市町村に対して実績 11 市町村でCとなっております。「中核機関を整備している市町村数」について目標値に対して実績でCとなっております。各自治体のみでは取り組みが難しい課題がありますが、県全体で方針を策定し、広域的に取り組む途上です。

次に基本目標 4「持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進」について説明します。

89 ページを御覧ください。「エシカル消費の認知度」について目標値 12.6%に対して実績 6.1%でCとなっております。令和 8 年度までに認知度 12.6%を達成することを目標としています。令和 2 年、3 年と比べても認知度は上昇しており、引き続き目標達成を目指します。

次に、基本目標 5「考えて行動できる「うちな一消費者」の育成」について説明します。

95 ページを御覧ください。施策「小・中・高・特別支援学校における消費者教育への支援」の施策実施状況を説明します。県立学校教育課、義務教育課、消費・暮らし安全課が連携し、国民生活センター主催研修へ小・中・高・特支の教職員を派遣しました。県立総合教育センターHP 掲載「美らマナー向上プロジェクト」を高校の生徒や保護者、学校関係者に周知し、問題行動防止の啓蒙を推進しました。小・中・高の各学校において、学習指導要領に基づき社会科や技術・家庭科等の教科を中心に消費者教育を実施しました。

98 ページを御覧ください。施策「消費者教育講座の実施」について説明します。消費者教育コーディネート事業を 67 講座開催し、参加人数は 2,956 人でした。これにより、「消費者教育推進講座受講者数」について目標値 3,000 人に対して実績 2,956 人となっております。

99 ページを御覧ください。施策「インターネット利用に関する消費者教育の推進」について説明します。県の取り組みとして、情報モラル、セキュリティーに関する内容の教育情報化推進講座、美らマナーアップフォーラムにおける犯罪に巻き込まれないための SNS 等の適切な利用についての啓発活動、長期休業に向けた SNS 等の適切な利用について周知を実施しました。小・中・高の各学校の取り組みとして、警察官による「安全学習支援授業」において、「サイバー犯罪被害防止」の講話を延べ 380 校実施しました。

100 ページを御覧ください。施策「金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施」について説明します。県金融広報委員会による金融広報アドバイザーの講師派遣を 138 回行い、参加人数は 3,603 人でした。「金融に関する講演会・講座参加人数」について目標値 3,000 人に対して実績 3,603 人となっております。

続いて、基本目標 6「消費者行政を推進するための体制の充実」について説明します。

131 ページを御覧ください。施策「市町村消費生活相談窓口の充実・支援」について説明します。消費者庁所管の地方消費者行政強化交付金を活用し、消費生活相談など

消費者行政機能を強化するための人的体制を整備する取組に対して、県内市町村へ補助金を交付し支援を行いました。また、消費相談事例の研究及び情報共有のため、国・県・市において消費生活相談業務に従事している相談員等及び消費者問題を専門とする弁護士との情報交換会を年6回程度の頻度で開催しました。

【土屋会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手していただきますようお願いいたします。

【福地委員】

33 ページの(2-1)キ「商品の正確計量の監視の実施」の「商品量目立入店舗数」の目標値は20 となっています。商品量目立入検査の実施状況等は他県と比べてどうなっていますか。

【事務局 佐久本主事（消費・くらし安全課）】

後日回答します。

【福地委員】

25 ページの(2-1)ア「食品表示法に基づく適正な食品表示の推進」について、店舗で売られているお土産品では見た目より中身が少ないものや、「食塩」を使用しているのに「塩（マース）」の表示になっているものも見られる。今後も食品適正表示のために県として取り組んで欲しいです。

【土屋会長】

意見として承りました。

【與那覇委員】

(5-1)①エ「消費者教育講座の実施」において、「消費者教育推進講座受講者数」の目標値が3,000 人となっていますが、毎年度3,000 人を目標とするという意味ですか。

【事務局 佐久本主事（消費・くらし安全課）】

毎年度3,000 人を目標とするという意味です。

【與那覇委員】

令和4年度は目標値に達しなかったということですか。

【事務局 佐久本主事（消費・暮らし安全課）】

目標値には達しませんでした。区分はAになっています。

【與那覇委員】

消費者はこのような講座を受けたいという意欲を持っているので、今後とも取組を進めて欲しいです。

【赤嶺委員】

同施策において、消費者教育コーディネート事業は67講座開催、参加人数2,956人とあるが、参加人数の小・中・高などの内訳は分かかりますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

中学校11講座373人、高校25講座1625人、障がい者に対しては13講座218人、見守り関係者には5件149人となっています。

【赤嶺委員】

どういった方が講師になっていますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

委託事業者が対象の年代に合わせて選定しています。

【小浜委員】

82ページの(4-1)イ「エシカル消費啓発と連動した取組」において、「エシカル消費の認知度」はどのような階層にアンケートを取ったか。低い階層があればそこをターゲットに施策を実施してはどうですか。

【事務局 米須班長（消費・暮らし安全課）】

アンケートはラインで年代を問わず行っています。エシカル消費の認知度は年々上がっていますが、依然として低い状況にあります。取組を進めながら階層・地域ごとのアプローチを考えていきたいです。

【土屋会長】

エシカル消費は教科書に載っているもので、小中高校生は言葉は知っているものと思われます。認知度6.1%となっているのは、成年において知名度が低いいためこのような数字になっていると考えられます。調査の方法が詳細に分ければ、今後重点的に取り組むべきことも見えてくると思われます。

【吉村委員】

99 ページの(5-1)オ「インターネット利用に関する消費者教育の推進」において、警察官のサイバー犯罪被害防止の講話を延べ 380 校実施したとあるが、小・中・高の内訳はどうなっていますか。小学校でも夏休みにはトラブルが多くなっています。

【事務局 比嘉指導主事（教育庁県立学校教育課）】

内訳については後日回答します。高校では親の目が届きにくいところで夏休みに SNS を通じて犯罪に巻き込まれることが多いです。沖縄では高校生が名義貸しの事件に巻き込まれることもありました。高校では夏休み前に事例を紹介し、巻き込まれないようにと注意喚起しています。

【吉村委員】

警察官の講演は小学生にとっても心に残るものです。子どもたちへの取組みを今後も充実させて欲しいです。

【東江委員】

基本目標 3 と 4 について、消費者基本計画策定時に消費生活相談についての 10 代の中でも細かい年代の報告がありました。今の傾向はどうなっていますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

消費生活相談の年代別の集計について消費生活センターの HP で毎年公表しています。最近の傾向としては通信販売、ネット販売のトラブルが全世代で増えており、若い人では化粧品などのトラブルが増えています。そういったことを統計を取り、年に一回作成する消費者トラブルのチラシで公表します。

【東江委員】

件数はどうなっていますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

ここ数年は 5,000 件前後です。これらのデータは消費生活センターの HP で公表しています。副業トラブル、課金トラブルも年々増えており、年代ごとに細かく統計を取っている。

【土屋会長】

子どもがトラブルに巻き込まれた場合、相談するのは親ですか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

親が請求を見て相談する場合はほとんどです。

【下地委員】

60 ページの(3-2)ウ「インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発」の「施策実施状況」において、「スマートフォン・SNS の急速な普及による被害防止」とあるが、スマートフォン・SNS が広まって久しいので「急速」とはいえないと思います。

また、インターネット利用の危険性については、子どもより大人の方が認識が低い場合があります。児童生徒から大人への意識啓発といったことも考えられるでしょう。

【本田委員】

SNS では加害者も高校生などの若者が増えています。加害者にならないための教育も必要であると考えられます。

72 ページの(3-3)ケ「犯罪の取締りの強化」において、「高齢者を対象としたヤミ金融による高金利貸付け等貸金業法違反・出資法違反事件の検挙」が2件となっていますが、少なく感じます。検挙する基準はありますか。

【事務局 佐久本主事（消費・くらし安全課）】

後日回答します。

【南委員】

消費生活センターに寄せられた消費生活相談について、年1回発行のパンフ以外でSNS での周知は検討していますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

HP での発信は行っていますが、SNS での発信は検討していません。

【南委員】

23 ページの(1-2)エ「事業者への個人情報の保護に関する指導助言の実施」に関して、県は事業者に個人情報について助言・指導は0件となっていますが、実質的な助言していますか。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

後日回答します。

【赤嶺委員】

29 ページの(2-1)ウ「医薬品医療機器等法に基づく適正な食品表示の推進」において、「食品関連事業者、食品に関する広告を行う業者等を対象に講習会を開催」とあるが、ネット販売業者への講習をしていますか。

【事務局 宮良主幹（保健医療部衛生業務課）】

年に一回の食品表示の講習会はネット販売業者も対象としています。また、消費者庁がネットの表示に法令に照らしておかしい部分があれば各都道府県に確認・指導を促すといったことも行っています。

【下地委員】

86 ページの(4-2)ウ「地球環境保全活動の推進」において、令和4年度の温室効果ガス排出量はAでしたが、どのような判断をしていますか。

【事務局 奥間課長（消費・暮らし安全課）】

判断に誤りがありました。

【與那覇委員】

マイナンバーに関する被害が全国的に広がっていますが、沖縄では被害はありますか。

【事務局 金城主幹（消費生活センター）】

後日回答します。

【下地委員】

127 ページの(5-4)イ「食育の推進」において、「食育啓発イベントの実施」はBでいいですか。

【事務局 佐久本主事（消費・暮らし安全課）】

目標値に対して60%以上90%がBになるので、達成率80%の本数値目標はBとなっています。

【本田委員】

69 ページの(3-3)カ「成年後見制度の利用の促進」において、市町村向け相談窓口の開所日数が144日、相談件数16件となっていますが、少なく感じます。何か理由はありますか。

【事務局 高良主事（高齢者福祉介護課）】

担当が本日出席していないので、後日回答します。

【土屋会長】

意見はつきないところですが、このあたりで、質疑応答の時間を終えたいと思います。沢山の非常に有意義なご意見をありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議事については、以上となります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局 米須班長（消費・暮らし安全課）】

会長、どうもありがとうございました。

本日の議事内容につきましては後日委員の皆様へ送付し内容をご確認いただいた上で、当課のホームページに掲載させていただく予定としておりますので、よろしく願いします。

それではこれもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、また貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。